

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書
に対する文書回答

平成 28 年 7 月 8 日

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

2 聴覚障害教育・病弱教育を充実してください。

① 聴覚障害児教育

ア) だいせん聴覚高等支援学校については以下のことに留意して進めてください。
また、大阪府北部地域にも聴覚高等支援学校を設置してください。

i) 通学負担を軽減するため、通学用バス運行など通学条件の改善をはかってください。

ii) 「大阪市教育委員会との確認書」を踏まえ、通学が困難な生徒に関しては、大阪府立聴覚特別支援学校への入学を含め、同等の教育権を保障してください。

（回答）

ア)

i) だいせん聴覚高等支援学校は、「自ら学び自ら変わることで社会に貢献する。」ことを教育目標の一つとして掲げています。確実な進路支援を行うためにも、通勤時の公共交通機関の利用や遅刻しない習慣など、社会人として必要な力を日常的に身に付けていくことも重要であると考えており、通学バスの配置等については予定していません。

ii) 通学が困難な生徒につきましては、障がいの状況や本人及び保護者のニーズをふまえ、府教育委員会として適切な対応をまいります。

なお、大阪府北部地域における聴覚高等支援学校の設置の予定はありません。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

2 聴覚障害・病弱教育を充実してください。

② 聴覚障害児教育

イ) 聴覚支援（ろう）学校における3歳未満児対象の早期教育を府として制度化してください。現在行われている2校の教育相談・支援サービスの質が低下することのないよう定数加配および教育予算を増やしてください。

（回答）

○ 学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と規定されています。聴覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難ですので、御理解願います。

○ なお、早期教育相談（聴力や補聴器、子育ての悩み、コミュニケーションの方法やことば・学習面等）については、これまでと同様に実施いたします。

今後とも、聴覚障がい教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応してまいります。

また、教員の配置については、今後とも法令の趣旨や児童生徒の障がいの状況等を勘案し、適切に行ってまいります。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

<p>（要望項目）</p> <p>2. 聴覚障害・病弱教育を充実してください。</p> <p>②病弱児教育</p> <p>引き続き、入院していない病気療養児を含め、府内すべての病弱児に対する教育保障を充実してください。とりわけ、地元校に在籍している慢性疾患等で登校できていない児童生徒で、保護者が訪問教育を希望し、主治医により病気療養が必要と判断された場合には、速やかに病弱支援学校に籍を移し訪問教育が保障できるようにしてください。（文書回答）</p>
<p>（回答）</p> <p>○ 病気である児童生徒に対する教育は、学習の空白をなくし、治療にも効果のある重要なことであると認識しております。</p> <p>○ 病弱教育に関しては、刀根山支援学校、羽曳野支援学校、光陽支援学校本校3校と12分教室にて入院している児童生徒に対して教育を行うとともに、病弱教育機関を院内に持たない病院に入院中の学齢児童生徒、あるいは府立病弱支援学校に在籍しており、退院後に引き続き、前籍校への復帰に向けて自宅療養中の学齢児童生徒に対し、主治医の判断等を参考に、必要に応じて訪問教育を実施しています。</p> <p>○ 病弱教育の制度上、小中学校に在籍し、慢性疾患等で登校できていない児童生徒を病弱支援学校に籍を移して訪問教育を行うことは困難ですが、在籍している学校が家庭訪問を行うなど、当該児童生徒の病状や教育的ニーズをふまえた指導・支援の充実に努めていると認識しております。</p> <p>○ 今後とも、個々の状況を確認しながら、学習に空白期間が生じないよう、病院等の理解と協力を得ながら病弱教育の充実に努力してまいりたいと存じます。</p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

<p>(要望項目) 3-②-ア</p> <p>府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>(高等学校課)</p> <p>○ 府教育庁としましては、平成26年度より全ての府立高校において、入学時に生徒、保護者の協力のもと「高校生活支援カード」を作成し、障がい等により配慮を要する生徒への適切な支援のために、状況を把握する取組みをはじめております。</p> <p>○ 今後とも、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを推進するとともに、個々の生徒の障がいの状況を的確に把握しつつ、学校生活を送る上で支障が生ずることがないよう、必要に応じて施設設備の整備や支援機器の拡充を行い、非常勤講師や、平成23年度からスタートした「障がいのある生徒の高校生活支援事業」による臨床心理士や介助員等の支援を継続してまいります。</p> <p>(施設財務課)</p> <p>○ 施設設備の整備につきましては、引続き学校からの要望や生徒の実態を踏まえ関係課とも連携し、必要な対応をしてまいります。</p>
<p>(回答部局室課名)</p> <p>教育庁教育振興室高等学校課 教育庁施設財務課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会)

(要望項目)

3-②-イ

すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活を送れるよう施設設備を充実してください。

(回答)

府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的（障がい者用）トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

(回答部局名)

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

3. ⑤ 知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

（回答）

- 平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の「第4次大阪府障がい者計画」、また平成25年5月策定の「大阪府教育振興基本計画」において、障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、支援体制を充実します、と示しています。
- 支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、自立に向けた取組みに努めているところです。
- さらに、障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、卒業後を見すえ、関係部局や関係機関、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制の整備を進めております。
- なお、視覚支援学校、聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定はございません。
- 今後とも一人ひとりのニーズに応じて、支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>4③</p> <p>大阪府として養護教諭を学部ごとに配置してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 養護教諭の配置につきましては、これまでも、国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら、複数配置に努めてきたところです。</p> <p>○ 平成 28 年度から新たに府立学校となった、旧市立特別支援学校においても、児童生徒数などを考慮し、複数配置としておりますので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については、困難です。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育庁 教職員室 教職員人事課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

- 4 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。
- ④大阪府として新たに地域支援のための教員定数枠を設けてください。当面「障害児教育支援整備事業費」（リーディングスタッフの活動保障）の増額をしてください。

（回答）

- 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を進めていくために、小・中学校等や府立支援学校における校内支援体制の整備はもとより、府内8ブロックにおいて、府立支援学校と市町村教育委員会等が連携し、府が養成したリーディングスタッフを活用して、障がいの重度・重複化、多様化による教職員や保護者の様々なニーズに対応できる地域支援体制の整備を図っています。

リーディングスタッフが地域支援などの活動を円滑に行えるよう、平成18年度からその活動時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成28年度は、府立支援学校43校1分校に、配置数に応じ週6～7時間の非常勤講師を配置しています。

リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望しているところであり、今後とも、活動状況等を見極めながら内容の充実を図ってまいります。地域支援のために、新たに府独自の定数枠を設けることについては、今のところ予定しておりません。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

4 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。

- ⑥ 聴覚障害（ろう）児が安心し、心開いて相談できるように、同じ聴覚障害者のスクールカウンセラーを聴覚障害（ろう）児学校に配置してください。なお、配置されている学校においては、配置の時期・回数を充実してください。

（回答）

- 児童生徒の障がいの重度重複化や多様化に対応するため、専門性を持った理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士を特別非常勤講師として派遣する「福祉医療関係人材活用事業」を平成18年度から実施しております。
- 平成28年度は、府立支援学校46校（分校含む）中41校に、PT、OT、ST、臨床心理士を学校の希望に応じて派遣しています。
- 聴覚支援学校から臨床心理士等の希望があった場合は、引き続き、学校からの要請に応じて適切に対応してまいります。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

5 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

③各校が児童生徒の実態に基づいて申請する学級数、資料を尊重し、実態に見合った学級認定を行ってください。

（回答）

○ 学級認定については、毎年度10月、2月に学級編制ヒアリングを行い、各校が申請する学級数や資料を考慮し、適正に学級認定を行っております。

○ 今後とも、学校の状況を十分把握したうえで、実態に見合った学級認定に努めてまいります。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

5 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

④標準法に基づく学科、学年制を原則とした学級編成を行い、児童生徒数が1名であっても学級を認可してください。一般学級において複数の学年、学級をまたがった学級編成（いわゆる「くくり」）を行わないでください。また、幼稚部・高等部の重複学級と訪問学級についても、複数学年で3人を超える児童、生徒数を一律に学級編成基準の「3人」で除算する方法を直ちに改めてください。

（回答）

- 学級編制につきましては、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施しています。
- 公立の特別支援学校の小・中学部は、標準法において1学級は6人、重複学級は3人を標準として都道府県の教育委員会が定めるとあり、高等部に関しては「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において1学級8人、重複学級3人を標準とするとあります。
- 重複学級については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」第1条に基づき、小学部又は中学部の重複障がい学級に編制する2以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が3人以下である場合に1学級に編制しております。また、一般学級につきましても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に基づき、「児童又は生徒が著しく少ない」場合に1学級に編制しています。
- 今後とも、学校の状況を十分把握したうえで、適切な学級編制に努めてまいります。

（回答部局課名）

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

<p>(要望項目)</p> <p>6 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並みに引き上げる措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 府教育委員会といたしましても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上は、教員の専門性向上を図る上で重要であると認識しています。</p> <p>○ 毎年、夏季休業中に、特別支援教育職員免許法認定講習を実施しており、小・中学校、高等学校、支援学校の教員あわせて、のべ1700人程度が免許取得に必要な単位を修得しています。</p> <p>○ 平成26年度からは、視覚障がい分野と聴覚障がい分野の4科目で計160人受講定員を増やすなど、受講枠の拡大にもつとめています。</p> <p>○ また、平成27年度は、大阪大谷大学が開講する認定講習に協力をし、3科目でのべ260人の府立支援学校教員が免許取得に必要な単位を修得するなど、単位修得の機会を更に拡大しました。</p> <p>○ あわせて、平成27年度教員採用選考テスト（平成26年度実施）から、「特別支援学校」の幼稚部、小学部において特別支援学校教諭免許状の所有を受験資格としています。また、「中学校・中学部」「高校・高等部」の受験者で、特別支援学校を志望し、特別支援学校教諭免許状を有する方に得点を加算しています。</p> <p>○ 特別支援学校教諭の普通免許状を所有していない場合でも、「中学校、中学部」、「高校、高等部」にあつては、特別支援学校を志望し、受験することができましたが、平成29年度教員採用選考テスト（平成28年度実施）からは、このような場合において、特別支援学校中学部又は高等部に配属された者で、特別支援学校教諭の普通免許状を有していないものについては、採用後3年以内に免許状を取得させることとしました。</p> <p>○ 今後も特別支援学校教諭免許状の保有率向上につとめてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）

8④ スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

（回答）

- 通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間の短縮をかんがみ、幹線運行を原則とし、児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直しています。
- なお、バスの大きさについては更新時や増車時等に学校の要望を踏まえ、対応しております。
今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

9. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設整備を抜本的に整備してください。

(回答)

府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。

府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

(回答部局室課名) 教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

10. 医療的ケアが必要な子どもたちの教育保障を充実してください。
 ② 医療的ケアが必要な児童も知的障害支援学校に入学できるようにしてください。

(回答)

- 看護師の配置については、校種に関わらず、各学校の実情に応じて、適切に配置しており、今年度についても、知的障がい支援学校への看護師配置を行っております。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

文 書 回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）

38. ホームヘルプ制度を拡充してください。

⑤ 健康の維持は、障害者の地域生活にとって根底を支えるものです。通常時に必要な支援の量より、病気や怪我から回復するため、あるいは、障害のためかかりやすいと思われる病気を日常的に予防するためには、普段より多くの支援が必要です。それらの事情に対応するための市町村への財政的支援を行ってください。

ア) 入院するまでもない病気や怪我で、障害者が一時的に自宅で療養しなければならなくなった場合、独居あるいは介護力が小さいものには、治癒までの間、（医師の意見書などをもとに）居宅支援または重度訪問介護の支給量を増やす措置を講じてください。

イ) 誤嚥性肺炎等、再発しやすい病気になった場合、必要であれば、予防措置（口腔ケア等）が日常的に行えるよう介護支給量を確保してください。

ウ) インフルエンザ等の感染症に利用者が罹患した場合、介護事業者が当該利用者に関わる従業者に対して必要十分な感染予防措置をとれるよう、事業者へのリスクマネジメント加算（仮称）などの措置を講じることができるよう国に働きかけてください。

（回答）

○訪問系サービスに係る支給決定にあたっては、全ての勘案事項に関する利用者一人ひとりの事情を踏まえ、障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村において適切な支給量を決定することとされています。

○緊急時のヘルパー派遣について、サービス提供責任者が利用者又はその家族等からの要請内容の緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画上に位置付けられていないサービスを利用者又はその家族等から要請を受けて24時間以内に行った場合、緊急時対応加算が算定できます。必要に応じて市町村とご相談のうえ、ご活用をお願いします。

○インフルエンザ等の感染症については、施設・事業者に対し、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、設備等の衛生的な管理及び利用者の健康管理に努めるよう指導しているところです。

○なお、国の報酬体系においてインフルエンザ等感染症予防のための予防接種などに対する加算制度はなく、また、本府として独自の加算を設けることは考えておりません。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）

39. 居宅サービスでは補えない障害者の生活全般のサポートや個々の生活に応じた支援をするための個人付きヘルパー（パーソナルアシスタント）制度の創設を検討してください。

（回答）

- 障がい者の地域での生活を支えるためには、個々の障がいの特性や程度、家庭の状況や本人等の意向等を十分に踏まえ、そのニーズに適切に対応できる障がい福祉サービスや地域住民等によるボランティア活動等、様々な社会資源が動員された支援計画が策定され、その計画に基づいたサービス提供が実施される必要があると認識しております。
- このため、府としては、利用者の意向を十分に尊重した「利用者本位」のサービスが提供されるよう、利用者からの十分な聞き取りの実施、一人ひとりの実情に応じた支給決定、障がい福祉サービス制度の周知等を行うよう、援護の実施者である市町村に対して働きかけを行っています。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）（障害者福祉施策）

40 補装具について以下の改善を図ってください。

- ① 補装具・日常生活用具の補助基準を引き上げてください。また、市町村によって給付品目に格差が生じないようにしてください。

（回答）

- 補装具費の種目、購入又は修理に要する基準については、障害者総合支援法により厚生労働省の告示（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 528 号）の中で定められています。
大阪府としては、引き続き、補装具の種目及び基準価格を改善するよう国に要望してまいります。
- また、日常生活用具給付等事業は、市町村地域生活支援事業の一つとして位置づけられ、交付基準額や費用負担については、市町村の判断で定めることと規定されています。府としては、市町村に対し、必要な用具が適正な金額で給付されるよう、引き続き働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）（障害者福祉施策）

40 補装具について以下の改善を図ってください。

- ⑤ 自由に操作訓練ができるシステム（一定期間の機種貸し出しや車いす教習場（操作練習）を作るなど）をつくり、支給決定は、電動車いすの操作困難者に十分な指導・練習を保障したうえで判定をしてください。電動車いすに係る補装具費の支給についての事務取扱要綱が指摘している電動車いすの操作経験を有さない障害者への操作訓練や使用上の留意事項の周知について、当該障害者に具体的な保障を行う機構・体制の整備を図ってください。

（回答）

- 電動車椅子については、補装具であり、その種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準については、告示（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 528 号）の中で定められています。
- 特に、電動車椅子の支給については、障害者総合支援法第 76 条に基づき「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」が定められており、この要領に基づき、市町村において支給事務が行われています。
 - この要領では、支給にあたっては、身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮した上で判断することとされています。
- また、使用者や歩行者等の安全を確保するため、操作訓練や使用上の留意事項の周知について格段の指導を行うこととなっています。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求集会実行委員会）

（要望項目）（障害者福祉施策）

40 補装具について以下の改善を図ってください。

- ⑥ 通院リハビリでの操作訓練ができるように、模擬電動車いすを配備していない病院には、購入費用の補助制度を創設してください。

（回答）

- リハビリ中で医療を行っている段階では、身体機能が失われている程度が未確定のため、補装具は支給できませんが、リハビリに使用する治療用装具・補装具については医療保険制度で定められています。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会）

（要望項目）（障害福祉施策）

47. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないように、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助等、府としての施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府における地域活動支援センターは、平成28年4月1日時点で、55ヶ所設置されています。
- また、地域活動支援センターは市町村事業であり、上乗せ補助等については、実施主体の市町村独自の判断になると考えています。
- 大阪府としましては、国に対して、小規模な地域活動支援センターを安定的に運営できるよう、十分な財源措置を行うよう要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部障がい福祉室地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会 (障連協))

(要望項目) 57

マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。

(回答)

施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定に基づき、施術所の所在地を管轄する保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底しております。

また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員が現地に赴き、調査等を行い、必要に応じ、適切な指導等を行っています。今後とも、関係機関と連携を図り、しっかりと取り組みます。

なお、届出義務がない無資格者が行う医業類似行為により府民の健康に被害が及ぶことがないよう、厚生労働省に対して、施術所の外に施術者の免許資格についての情報をわかりやすく表示する、全国一律の措置を早急に講じるよう要望しております。

(回答部局名)

健康医療部保健医療室保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

<p>(要望項目)</p> <p>60</p> <p>① 各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 既存駅の可動式ホーム柵の設置については、事業者の費用負担が大きいため、大阪府では平成 23 年度に政令市域を除き、府内の平均的な乗降客数が一日当たり 5 千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵設置の促進に努めてきたところです。</p> <p>○ 平成 27 年度からは、より一層の可動式ホーム柵設置促進に向け、政令市域にある駅も対象とするよう補助要綱の一部改正を行い、昨年度は、高槻市内の J R 東海道線高槻駅に加えて、大阪市内の J R 学研都市線京橋駅の可動式ホーム柵整備に対しても、地元市とともに補助を行いました。 今年度は、大阪市内の J R 東海道線大阪駅に可動式ホーム柵の整備を地元市とともに補助を行っております。</p> <p>○ このような中、本年 6 月 16 日に開催された「平成 28 年度大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、可動式ホーム柵設置の働きかけを行いました。</p> <p>○ 今後とも、可動式ホーム柵の整備補助を事業者が有効に活用できるよう、働きかけを行ってまいります。</p>
<p>(回答部局室課名)</p> <p>都市整備部交通道路室都市交通課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

<p>(要望項目)</p> <p>60</p> <p>② 大阪市交通局が計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 鉄軌道の安全対策は、基本的に事業者が実施しています。大阪市交通局から御堂筋線等の府下に所在する駅について、事業計画に基づく補助申請があれば、「大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助」制度に則って、国、地元市とともに予算に基づき補助を行ってまいります。</p>
<p>(回答部局室課名)</p> <p>都市整備部交通道路室都市交通課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

<p>(要望項目)</p> <p>60</p> <p>③ ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 貴団体も委員としてご参画いただいている「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」の第9回部会（平成27年12月18日）において、JR西日本が桜島駅、六甲道駅にて実施した昇降式ホーム柵試行運用の結果を、委員の皆さまに報告し、ご意見をお聞きしたところです。</p> <p>○ 貴団体のご意見等については、国、府、市町村、鉄軌道事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等で、事業者へお伝えしてまいります。</p>
<p>(回答部局室課名)</p> <p>都市整備部交通道路室都市交通課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

<p>(要望項目)</p> <p>60</p> <p>④ 今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府におきましては、「鉄道利用者の安全確保」及び「障がい者や高齢者の移動の円滑化」を図るため、主要な既存鉄道駅の可動柵ホーム柵整備に対して、平成23年度より国、地元市とともに補助を実施しております。</p> <p>○ 鉄軌道事業者から事業計画に基づく補助申請があれば、「大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助」制度に則って、国、地元市とともに予算に基づき補助を行ってまいります。</p>
<p>(回答部局室課名)</p> <p>都市整備部交通道路室都市交通課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。